（傍線部分は改正部分）

改正後

（業務方法書の記載事項）

第二条　国立研究開発法人国立がん研究センター（以下「国立がん研究センター」という。）に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第十三条第一項第一号に規定する調査、研究及び技術の開発に関する事項

二　法第十三条第一項第二号に規定する医療の提供に関する事項

三　法第十三条第一項第三号に規定する技術者の研修に関する事項

四　法第十三条第一項第四号に規定する成果の普及及び政策の提言に関する事項

五　法第十三条第一項第五号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項

六～九　（略）

2　国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「国立循環器病研究センター」という。）に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　法第十四条第五号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項

六～九　（略）

3　国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（以下「国立精神・神経医療研究センター」という。）に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）

六　法第十五条第六号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項

七～十　（略）

4　国立研究開発法人国立国際医療研究センター（以下「国立国際医療研究センター」という。）に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六　（略）

七　法第十六条第七号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項

八～十一　（略）

5　国立研究開発法人国立成育医療研究センター（以下「国立成育医療研究センター」という。）に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　法第十七条第五号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項

六～九　（略）

6　国立研究開発法人国立長寿医療研究センター（以下「国立長寿医療研究センター」という。）に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）

改正前

（業務方法書の記載事項）

第二条　国立研究開発法人国立がん研究センター（以下「国立がん研究センター」という。）に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第十三条第一号に規定する調査、研究及び技術の開発に関する事項

二　法第十三条第二号に規定する医療の提供に関する事項

三　法第十三条第三号に規定する技術者の研修に関する事項

四　法第十三条第四号に規定する成果の普及及び政策の提言に関する事項

（新設）

五～八　（略）

2　国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「国立循環器病研究センター」という。）に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四　（略）

（新設）

五～八　（略）

3　国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（以下「国立精神・神経医療研究センター」という。）に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）

（新設）

六～九　（略）

4　国立研究開発法人国立国際医療研究センター（以下「国立国際医療研究センター」という。）に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六　（略）

（新設）

七～十　（略）

5　国立研究開発法人国立成育医療研究センター（以下「国立成育医療研究センター」という。）に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四　（略）

（新設）

五～八　（略）

6　国立研究開発法人国立長寿医療研究センター（以下「国立長寿医療研究センター」という。）に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）